

第5期嬉野市農業委員会
第12回定例総会議事録

令和元年7月3日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会第12回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地法第5条第1項第7号の規定による届出について		
	1	久間西ノ前 送電設備設置	R1.07.03	了 承
	2	久間大木 携帯電話無線基地局新設	R1.07.03	了 承
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	久間牛石 外2筆 使用貸借権	R1.07.03	承 認
	2	久間八幡竈 賃借権	R1.07.03	承 認
	3	谷所内五丁 賃借権	R1.07.03	承 認
	4	谷所内五丁 外2筆 賃借権	R1.07.03	承 認
	5	五町田蔵畝町・前牟田 賃借権	R1.07.03	承 認
	6	五町田蔵畝町・前牟田 賃借権	R1.07.03	承 認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
	塩1～15	久間一本黒木 外25筆 賃借権・使用貸借権	R1.07.03	承 認
	嬉1～4	不動山山崎 外4筆 使用貸借権・賃借権	R1.07.03	承 認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩1～14	馬場下七本松 外29筆 賃借権・使用貸借権	R1.07.03	承 認
	嬉1～5	下宿四本松 外9筆 使用貸借権・賃借権	R1.07.03	承 認
		所有権移転・転貸		
	1	大牟田東 あっせん	R1.07.03	承 認
		所有権移転		
	1	真崎一本谷 あっせん	R1.07.03	承 認
	2	岩屋川内大久保 あっせん	R1.07.03	承 認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		

	1	久間丹生野 交換	R1.07.03	許 可
	2	久間牛石 外2筆 売買	R1.07.03	許 可
	3	五町田一本黒木 外7筆 生前一括贈与	R1.07.03	許 可
	4	久間八幡竈 売買	R1.07.03	許 可
	5	下宿第七区画整理 売買	R1.07.03	許 可
議案第4号		農地法第4条の規定による申請の承認について		
	1	馬場下高鳥 植林	R1.07.03	承 認
	2	吉田斧研 外3筆 植林	R1.07.03	承 認
議案第5号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	久間古子 太陽光発電設備設置	R1.07.03	承 認
	2	久間丹生野 駐車場	R1.07.03	承 認
	3	久間城山 駐車場	R1.07.03	承 認
	4	久間城山 駐車場	R1.07.03	承 認
	5	下宿第七区画整理 駐車場	R1.07.03	承 認
	6	吉田尾ノ上 駐車場及び資材置場	R1.07.03	承 認
議案第6号		農業者年金加入推進部長の選出について	R1.07.03	決 定
議案第7号		嬉野市農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）について	R1.07.03	決 定

第5期嬉野市農業委員会第12回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和 元年 7月 3日
- 2 招集場所 嬉野市役所塩田庁舎 3-2会議室
- 3 開会日時 開会 7月3日 午後1時30分 議長 川内 利光
及び宣告 閉会 7月3日 午後3時22分 議長 川内 利光
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席番号	氏名	出欠	備考	議席番号	氏名	出欠	備考
会長	川内利光	出	議長	7	原田謙次	出	
1	池田博幸	出	議事録署名	8	峰正己	出	
2	馬場みどり	出	事前審査班長 議事録署名	9	中島文二郎	出	
3	森和義	出		10	杉崎順憲	出	
4	西田昭義	出		11	山口安則	出	
5	植松和幸	出		12	生田健児	出	憲章朗読
6	山口智佐代	出					

(職員等)

事務局長	福田 正文	次 長	井上 章
主 事	永田 良子	農業政策課主任	納富 作男
主 事	三根 拓己		

6 議事日程

- 第1 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
議案第1号 農用地利用集積計画の解約について
議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について
議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について
議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について
議案第6号 農業者年金加入推進部長の選出について
議案第7号 嬉野市農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）
について

7 会議の概要 — 午後1時30分 開会 —

局長 定刻になりました。

本日は、森委員遅刻の連絡を受けております。定足数に達しておりますので、川内会長の御挨拶の後、議長の開会宣告をお願いいたします。

会長 (挨拶等)

本日の農業委員会憲章の朗読は、議席番号12番生田健児委員にお願いします。
全員、御起立ください。

(当番委員の発声)・・・全員で唱和
御着席ください。

議長 それでは、ただ今から、第5期嬉野市農業委員会第12回定例総会を開会いたします。本日の議題は、報告1件と議案7件で、審議事項は44件です。

本日の議事録署名委員は、議席番号1番池田博幸委員と2番馬場みどり委員を指名します。よろしくお願いします。

それでは、報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてです。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、整理番号1番です。貸付人は、南下久間の〇〇〇〇様、借受人は、佐賀市の九州電力株式会社 送配電カンパニー 佐賀送配電統括センター長 〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間 西ノ前 〇〇〇番〇、地目は田、

面積は24㎡です。

理由は、送電設備設置のために武雄塩田線の鉄塔用地にコンクリート舗装を実施するためということです。

隣接が、東は農道、西・南は田、北は田と農道です。

図面は2ページと3ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長

この件について、原田委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

ここに書いてあるようなことで、周辺も農道と水田と言うことで大きな支障は無いと思っています。高圧線の下にコンクリートを打つと言うことで問題ないと思います。

議長

続いて、6月27日に第2班で実施した事前審査の結果について、馬場委員、班長として報告をお願いします。

班長

6月27日2班で現地審査にうかがいました。2班の当番の方どうもご苦労さまでした。前半は、雨風にあたりまして、後はスムーズに雨も上がり済みでしたが。ここはですね、以前鉄塔の下にコンクリートするとあがったと思いますけどその手前の方をですね今度新たにコンクリートされることで特別言うこと無いと思います。宜しくお願いします。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見等はないでしょうか。

委員

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

議長

無いようでしたら、この案件は、報告事案でございまして、了承する委員は、挙手をお願いをいたします。

〔全員挙手〕

議長

全員挙手です。よって、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、整理番号1番については、全員了承です。続いて、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。貸付人は、南下久間の〇〇〇〇様、借受人は、福岡市のKDDI株式会社 西日本テクニカルセンターセンター長 〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間 代木 〇〇〇番〇、地目は畑、面積は(4,061㎡のうち)24.5㎡です。

理由は、嬉野塩田久間局KDDI携帯電話無線基地局を新設するためということです。

隣接が、東は畑、西は農道、南・北は畑です。

図面は4ページと5ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長

この件について、中島委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

はい、この案件はですね農業委員会の許可がいらないと言うことで、場所的にも問題はないと思います。

議長 続いて、6月27日に第2班で実施した事前審査の結果について、馬場委員、班長として報告をお願いします。

班長 はい、特別に言うことはありませんけど、私もここは初めて行きましたけど周りがもう雑木林みたいになってですね、あのでも場所的にはだいぶ広いですけど申請地になったいるのはほんの少し手前ですけど最適な場所だと思います。宜しくお願いします。

議長 それでは、質疑を行います。質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし。」と呼ぶ者あり

議長 無いようですので、この案件は、報告事案です。了承する委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 全員挙手です。よって、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、整理番号2番については、全員了承です。

議長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画の解約について を議題とします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書6ページ、整理番号1番です。貸付人は 佐賀市の〇〇〇〇様、借受人は、下野辺田の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間 牛石 〇〇〇〇番 他2筆、地目は田と畑、面積は田が969㎡、畑が816㎡の合計1,785㎡、利用権区分は使用貸借権で、目的は飼料作物です。期間は平成25年9月10日から令和5年9月9日までで、小作料は無償です。解約理由は、農地法第3条による所有権移転のためということです。合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長 それでは、質疑を行いません。質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし。」と呼ぶ者あり

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号1番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 続いて、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号2番です。貸付人は 中通の 〇〇〇〇 様、借受人は 同じく中通の 〇〇〇〇 様です。所在地は、大字久間 八幡籠 〇〇〇番、地目は田、面積は834㎡、利用権区分は貸借権で、目的は米です。期間は平成28年3月10日から令和3年3月9日までです。小作料は、反当り10,791円、年額9,000円です。解約理由は、農地法第3条による所有権移転のため、ということです。農地法18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

議長

他にありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号2番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

続いて、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号3番です。貸付人は 済昭園入所の ○○○○ 様、借受人は 下童の ○○○○組合法人 代表理事 ○○○○ 様です。所在地は、大字谷所 内五丁 ○○○番、地目は田、面積は405㎡、利用権区分は貸借権で、目的は米です。

期間は平成30年11月6日から令和5年11月5日までです。

小作料は、反当り10,000円、年額4,050円です。

解約理由は、農地進入路に傾斜があり、大型農業機械が入れないためということです。農地法18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けておりません。以上です。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

よかですか。今の解約理由の大型機械が入れないためと言うのはどがんごと？傾斜の高っかと言うこと

副会長

はい、私も現地をあの視ましたですけど、ここの所はですね鹿島川の堤防からの取付けが急と言うことでですね大型機械法人化になった大型機かですけどちょっと危ないと言うことで解約の理由となっております

委員

その農地はそいぎもうなあも農業せんで言うと

副会長

そいで、あと引き受けについては、借手人については、区長にお願いをしております。

副会長

区長にね

副会長

区長にどうか見つけてくださいと言うことで

副会長

はい、よかです。

議長

他にありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号3番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

続いて、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号4番です。貸付人は 鳥坂の ○○○○ 様、
借受人は 下童の ○○○○組合法人 代表理事 ○○○○ 様です。
所在地は、大字谷所 内五丁 ○○○番 他2筆、地目は全て田で、
面積は合計で1,965㎡、利用権区分は貸借権で、目的は米です。
期間は平成30年11月6日から令和5年11月5日までです。
小作料は、反当り10,000円、年額19,650円です。
解約理由は、農地進入路に傾斜があり、大型農業機械が入れないためということ
です。農地法18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けておりま
す。以上です。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

副会長 はい、これもさっきの案件と一緒に場所は同じ所であります。

議長 他にありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号4番については、原案のとおり
承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、
整理番号4番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 続いて、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページ、整理番号5番です。貸付人は 五町田第4の ○○○○ 様、
借受人は 佐賀市の 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様です。
所在地は、大字五町田 蔵畝町 ○○○番○ 他1筆、地目は全て田で、面積
は合計で3,374㎡、利用権区分は貸借権で、目的は米です。
期間は平成29年12月1日から令和9年11月30日までです。
小作料は、反当り10,000円、年額33,390円です。
解約理由は、生前一括贈与手続きのため ということです。
農地法18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。
以上です。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号5番については、原案のとおり
承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、
整理番号5番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 続いて、整理番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号6番です。貸付人は 佐賀市の 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事
長 ○○○○ 様、借受人は 五町田第2の 農事組合法人 ○○○○ 代表

理事 ○○○○ 様です。

所在地は、大字五町田 蔵畝町 ○○○番○ 他1筆、地目は全て田で、面積は合計で3,374㎡、利用権区分は貸借権で、目的は米です。期間は平成29年12月1日から令和9年11月30日までです。小作料は、反当り10,000円、年額33,390円です。解約理由は、生前一括贈与手続きのため ということです。農地法18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号5番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号6番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

皆さんにお諮りします。利用権設定について塩田町の分整理番号1番から15番までについてを一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議なしと認めます。利用権設定について塩田町の分整理番号1番から15番までについて、農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表1 ページ目から2ページ目を御覧ください。

利用権設定塩田町の分整理番号1番から15番までについてです。

貸し手人は 中通の ○○○○ 様、他12名様です。

借り手人は 中通の ○○○○ 様、他10名様です。

所在地は、大字馬場下 七本松 ○○○番○、他29筆

地目は 田と畑、面積は合計で43,396㎡(田43,186㎡、畑210㎡)です。

利用権は貸借権と使用貸借権、期間は6ヶ月から10年で、再設定と新規です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしていますので宜しくお願いします。

議 長

それでは、塩田町の分整理番号1番から15番までについて、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。塩田町の分整理番号1番から15番までについて、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について塩田町の分整理番号1番から15番までについては、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

次に、利用権設定について嬉野町の分です。

皆さんにお諮りします。利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から5番まで、について、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

はい、異議なしと認めます。利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から5番までについて、農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表3ページ目を御覧ください。

利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から5番まで、についてです。

貸し手人は 下宿の ○○○○ 様、外4名様です。

借り手人は 同じく下宿の ○○○○ 様、外4名様です。

所在地は、大字下宿 四本松 ○○○番○、外9筆

地目は田と畑、面積は合計で15,355㎡です。(田8,220㎡、畑7,135㎡)です。

利用権は賃借権と使用貸借権、期間は3年から10年で、再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしていますので宜しくお願ひします。

議長

それでは、嬉野町の分整理番号1番から5番までについて、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号1番から5番までについては、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から5番までについては、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

次に、利用権移転・転貸塩田町の分です。整理番号1番について、農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表4ページを御覧ください。

利用権移転・転貸塩田町の分、整理番号1番です。

貸し手人は、大牟田の ○○○○ 様、これまでの借り手人は 同じく大牟田の ○○○○ 様、新たな借り手人は同じく大牟田の ○○○○ 様です。

所在地は、大字真崎 大牟田東 ○○○番、地目は田、面積は3,082㎡です。

議 長 無いようですので、採決に入ります。所有権の移転、整理番号1番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 異議なしと認めます。
議案第2号 所有権の移転 整理番号1番については、原案のとおり承認することに決定しました。

.....
議 長 次に、整理番号2番です。この案件については、〇〇委員が所有権を移転する者（売り手）であります。

〇〇委員は、嬉野市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、審議開始から終了まで退室してください。

(〇〇委員 退室)

それでは、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 別添の表5ページを御覧ください。整理番号2番について説明します。
売り手人は、下岩屋1区の〇〇〇〇様、買い手人は、佐賀市の公益社団法人佐賀県農業公社理事長〇〇〇〇様、所在地は、大字岩屋川内大久保〇〇〇番、地目は畑、面積は1,535㎡、所有権移転の種類はあっせんで利用目的は茶です。

売買価格は反当たり325,800円、全体で500,000円です。
以上です。

議 長 それでは所有権の移転 整理番号2番について質疑を行ないます。
質問、意見はありませんか。

委 員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 無いようですので、採決に入ります。所有権の移転、整理番号2番について、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 異議なしと認めます。
議案第2号 所有権の移転 整理番号2番については、原案どおり承認することに決定しました。

除斥対象の審議が終了しましたので、〇〇委員に入室するように事務局伝えてください。

(杉崎委員 入室)

議 長 次に、議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可についてを議題とします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書8ページ、整理番号1番、交換による所有権の移転です。
譲渡人は 堤ノ上の〇〇〇〇様、譲受人は 同じく堤ノ上の〇〇〇〇様

です。所在地は、大字久間 丹生野 ○○○番、地目は田、面積は202㎡、譲渡理由は、農業廃止によるもの、譲受理由は、経営規模の拡大のためです。なお、当該農地は、議案書27ページ、議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について、整理番号2番と関連するものとなっています。図面は11ページと12ページを御覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号1番について、質疑を行ないます。質問、意見はありますか。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号1番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号2番、売買による所有権の移転です。譲渡人は 佐賀市の○○○○様、譲受人は 小城市の ○○○○ 様、○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 牛石 ○○○番、外2筆、地目は田と畑、面積は合計で1,785㎡（田が969㎡、畑が816㎡）譲渡理由は、経営縮小によるもの、譲受理由は、農業開始のためです。

売買価格は、反当たり33,613円、全体で60,000円です。

この売買は、嬉野市空き家物件情報登録制度による空き家物件利用希望者要件に該当するものです。

図面13ページと14ページを御覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号2番について、質疑を行ないます。質問、意見はありますか。

委員 はい、この空き家物件要件に該当するて具体的にどいうもの これを視よったけどちょっとわからんやっただけ

事務局 この第12条の空き家・空き地バンク利用の申請要件を満たしている方になります。

委員 これ、空き家要件ばかりじゃのうして、いわゆる新規就農者は農業委員会で5反要件を緩和したじゃなかですか。その要件じゃなか。

事務局 その要件を満たしております。0.05aですね。

委員 これでは具体的に要件でいえば、空き家の要件であって農地の要件ではないでしょ

事務局 農地法はこないだあろう

委員 この前の5反以下のやつの要件に合致するということそう言うふうな理解でいいということですね。

委員 この方はさ、小城からきてさ新規就農されて非常によかことばってんさ、な

んばしんしゃつと わかつとんしゃ おどんも感心のある

事務局 あの 今聞いている範囲ではですね、最初は大豆とか家庭菜園から初めていきたくないと聞いています。

委員 ああ、そう言う感じの農業からね

事務局 ゆくゆくは、広く農業をやっていきたくないと希望をもたれているみたいです。

委員 よかことじゃあっばってんさ、はい、わかりました。

議長他にありませんか。

委員 「[異議なし]」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号2番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3番、贈与による所有権の移転です。譲渡人は、五町田第4の〇〇〇〇様、譲受人は 同じく五町田第4の 〇〇〇〇様です。

所在地は10ページの別紙①をご覧ください。大字五町田上川原 〇〇〇番、外7筆、地目は5筆が田、3筆が畑です。面積は合計で4,953㎡(田が4,377㎡、畑が576㎡)。譲渡理由は、生前一括贈与のためです。

図面は、15ページから17ページを御覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号3番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 よかですか。生前一括贈与してですよ後は農業をされるんですか？前の解約の時あったですたいね。全部解約しちゃったいですね。新たにまた、あのまあこの方自身が農業をされるのどうか、そのへんわかりますか。

事務局 〇〇さんへ息子様になられるんですけど、この方に農業を移譲されることに聞いております。

委員 移譲されて、〇〇〇〇様が前解約しちゃったいね。

事務局 経営者が変わると言うことになります。

委員 今回、新たにまたあのうどこじゃい買いんしゃつとやろか。そいは、今の時点ではわからん。この方が、農業ばしんしゃれんとやろだい。

事務局 名義を換えた後に、また〇〇〇〇と契約されると聞いております。

委員 わかりました。

議長他にありませんか。

委員 一括贈与と言うぎ右も左もイクオールが一括贈与と言うとやろだい。面積の5354と4953と違うとはいくら漏れとっばってん ぎゃんとも一括贈与と言うとかなあ

事務局 数字が合わないと言うことですね。
副課長 畑の分のはいっとらんで言うこと。
事務局 はい、そこが今〇〇〇〇と貸借をされている分を生前一括贈与からはずされています。
あの、従前の持ち主の方がですね、もうすでに〇〇〇〇に貸しとんさったと。こいば、とりあえずこのまま〇〇〇〇にまあ結局その4900の方もですよ まちがい まちがい 401合わないと言うことですよ。その分は、あの所有者が違います。小作はされていますけれども、違う方の分の農地を小作されております。その分がこっちの畑の方に入っております。

委員 5354が言うこと。小作分あって言うこと
委員 そいけん、4953が自作分と言うことたいね。そぎゃんたい
委員 イクオールば一括贈与で言わんかにあて そいばいいよとばい
事務局 小作地はこっちの所有に入らないので、こっちの耕作面積の方には入るんですけど、実際耕作をされているので、だだもたれている実際の所有の農地はこの4953です。

委員 4953は、自作地で400分は人から借りとんさって言うことやっけんが
委員 そぎゃんごとば言うてくるつき
事務局 すみません まぎらわしかったですね

議長

他にありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議なしと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号3番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号4番、売買による所有権の移転です。譲渡人は 中通の 〇〇〇〇様、譲受人は 同じく中通の 〇〇〇〇 様です。所在地は、大字久間八幡籠〇〇〇番、地目は田、面積は834㎡、譲渡理由は、高齢による労力不足のため、譲受理由は、経営規模の拡大のためです。

売買価格は、反当たり239,808円、全体で200,000円です。

図面は、18ページと19ページを御覧ください。以上です。

議長

それでは、整理番号4番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議なしと認めます。

議案第4号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号4番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長

次に、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号5番、売買による所有権の移転です。譲渡人は 福岡市の〇〇〇〇様、譲受人は 下宿の 〇〇〇〇 様です。所在地は、大字下宿第七区画 整理〇〇〇番〇、地目は畑、面積は525㎡、譲渡理由は、農業廃止によるもの、譲受理由は、経営規模の拡大のためです。

売買価格は、反当たり24,761,905円、全体で13,000,000円です。

図面は、20ページと21ページを御覧ください。以上です。

議長

それでは、整理番号5番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

ちょっと教えてください。これは農業廃止でしょうが。1番もそうやんもんね。売ったとは525たい。11929あとは人に貸しちゃって言うこと。

事務局

貸借は実際ないとですけど この方は、耕作されていると聞いています。

委員

そいぎ、いんにゃ農業廃止するために売んさつとやろ。

事務局

ああ 〇〇さんですか

委員

ああ 11929これは村田さんの話したいね ああわかりました。

議長

他にありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号5番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。

議案第4号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号5番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長

次に、議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認についてを議題とします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書22ページ、整理番号1番です。申請人は 茂手の〇〇〇〇様です。

所在地は、大字馬場下 高鳥 〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,317㎡、農地区分は第2種農地 用途目的は植林です。

事由は、申請地は休耕地であり、今後も農地としての利用もなく、維持管理が

困難であるため植林して管理するため転用したいということです。

東は雑種地、西は畑、南は水路、北は里道です。

平成22年頃にすでに植林されております、始末書付の案件です。

図面は23ページと24ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長
地域担当

森委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

すみません。今日は遅くなって、申し訳ありませんでした。あのう 今フィルム見てもらえば解るように周囲はですねもうあのう雑種地と植林とうめ合わせたような所でございます。だいたいここはですね、以前はみかんを植えられた所ではなかろうかと思えます。今日、申請される所は水田でして永年使われた所でございますけれど、現状としては、数年前に植林をしたと。手がまわらないからと言うことで 周囲を見た場合、妥当ではないかと思えます。宜しくをお願いします。

議 長
班 長

それでは、馬場班長、審査結果の報告をお願いします。

はい、あの森さんの方から詳しくご説明をいただきましたけど、そのとおりでよろしいと思えます。宜しくをお願いします。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

はい、無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、異議なしと認めます。

議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

議案書22ページ、整理番号2番です。申請人は、両岩の〇〇〇〇様です。所在地は、大字吉田 斧研 〇〇〇番〇、外3筆、地目は1筆が田、3筆が畑、面積は合計で2,230㎡（田が697㎡、畑が1,533㎡）です。

農地区分は第2種農地 用途目的は植林。

事由は、申請地は休耕地であり、今後も農地としての利用もなく、維持管理が困難であるため植林して管理するため転用したいということです。

東と西は山林、南は原野・山林、北は山林です。

平成25年頃にすでに植林されております、始末書付の案件です。

図面は25ページと26ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長
地域担当

峰委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

ええと ここに書いてあるとおりですね。周りにはもう山林ばかりでちょっとスクリーンで見いぎあんがいぼうと見えてあのうですけど、実際行って見ればですね、周りには全然木ばかりであのう植林する以外はないと感じですので、宜しくをお願いします。

議 長
班 長

それでは馬場班長、審査結果の報告をお願いします。

ここもあのう峰委員から説明していただいたとおり周りが雑草で、棚田みたいになっているんですね。そこにあのう今植えて植林して5～6年と言われま

したけれど育っております。宜しくお願いします。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

はい、無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

はい、異議なしと認めます。

議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について 整理番号2番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長

次に、議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について、議題といたします。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書27ページ、整理番号1番です。譲渡人は、福岡市の〇〇〇〇様、譲受人は 千葉県我孫子市の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間 古子 〇〇番〇、地目は畑、面積は1,036㎡、農地区分は第2種農地、用途目的は太陽光発電設備設置です。

事由は、申請地は現在休耕地であり、譲渡人は、遠方に居住し、高齢、後継者不足等により今後農地として維持管理することが困難であるので、譲受人が土地の有効活用のため太陽光発電設備用地として転用したいということです。

東は畑、西は道路・宅地、南は田、北は宅地・畑です。

売買価格は、反当たり1,447,876円、全体で1,500,000円です。

図面は29ページと30ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長

原田委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

はい、〇〇さんはですね 太陽光発電設置をすって言うことですね。事前審査の時、事務局から農振除外が出たので今回の申請になったとですよであったとですけど、写真が出ているようなことで工業団地の一部は見えよつとでうけど、周辺の承諾もとられており、まあ大きな問題はないかなと言うふうな判断でトラクターの降り道も別の所からされるて言うことで、まあ生産組合長以下承諾されていますのでそれでよかとかにあと思います。

議長

馬場班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班長

原田委員からことこまかく説明していただいたとおり問題ないと思います。宜しくお願いします。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番

については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長
事務局

続いて、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

整理番号2番です。譲渡人は、堤ノ上の〇〇〇〇様、譲受人は、同じく堤ノ上の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間丹生野〇〇〇番〇地目は田、面積は42㎡です。農地区分は、第2種農地、用途目的は、駐車場です。事由は、申請地は休耕地であり、譲受人の自宅駐車用地が1台分しかなく、複数の駐車が必要となるため駐車場用地として転用したいということです。

東は道路、西は宅地、南は道路、北は田です。

売買価格は、議案第3号 整理番号1番の農地と交換によるため無償です。

平成25年11月頃にすでに駐車場として利用されており、始末書付の案件です。

図面は31ページと32ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長
地域担当

中島委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

先ほど説明があったようにですね、3条との交換の分なんですけれども、見てのとおりですね土地じたいも42㎡と少ない田ん中で以前から田ん中は耕作していないと言うことで今回幸尾さんの方にですね駐車場として売ると言うことで、交換すると言うことで まあ決まったと言うことでしかたないかなと言うふうに思っております。宜しくお願いします。

議 長
班 長

馬場班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

はい ええと 中島委員さんからの方から説明があったとおりで、幸尾さんの家の近くになるんですよ ちょっと前の家の方に駐車場になるのは、だから便利になるんじゃないかなと思います。宜しくお願いします。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号2番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長
事務局

続いて、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

整理番号3番です。譲渡人は、牛坂の〇〇〇〇様、譲受人は、式浪の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間城山〇〇〇番〇、地目は畑、面積は109㎡、農地区分は第2種農地、用途目的は駐車場です。

事由は、申請地の隣接地に太陽光発電設備を設置しており、同設備を管理するにあたり駐車場が必要であるため、駐車場用地として転用したいということです。

東は道路、西、南及び北は雑種地です。

売買価格は、反当たり275,229円、全体で30,000円です。

図面は33ページと34ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長
地域担当

原田委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

農面道路が隣接地でパネルがはまっておりますけども、三角の所を買収せんでおったところが、道路に止めてパネルの点検とかなんとかに4トン車で付ければ交通妨害じゃなかけど通りにつかと言うことで、ちょいちょいわれよっと・・・土地を買って駐車場にしてこの発電所を管理するために購入したいと言うことで、もう一件の案件もいっしょです。そう言うことです。

議長
班長

馬場班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

原田委員が言われたとおり、道に駐車していたら近所の方から苦情が出たそうですので、ちょうどその三角になった所をですね駐車場にしようとする申請手入れされたそうです。以上です。

議長
委員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号3番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長
事務局

続いて、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

整理番号4番です。譲渡人は、名古屋市の〇〇〇〇様、譲受人は、式浪の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間城山〇〇〇番〇、地目は畑、面積は66㎡です。農地区分は、第2種農地、用途目的は、駐車場です。

事由は、申請地の隣接地に太陽光発電設備を設置しており、同設備を管理するにあたり駐車場が必要であるため、駐車場用地として転用したいということです。東は道路、西は宅地、南は道路、北は雑種地です。

売買価格は、反当たり303,030円、全体で20,000円です。

図面は35ページと36ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長
地域担当

原田委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

はい、さっき申したようなことで、ちょっと手前の案件でしたけれどもこの三角も水田と言うことで、ここもですね管理のためのものですね何㎡ですかね この面積を一括して購入したいと言うことです。そんなときもう建設会社の工事を頼まれる業者と思いますけれども、業者が来てですね まあ現場を見てもらっていましたので、その業者が駐車場にU字溝に蓋をしてとうんぬんと話をしてですね迷惑がならないように工事がされると思います。以上です。

議長
班長

馬場班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

はい、ここも3番といっしょで原田委員の説明で問題ないと思います。宜しくをお願いします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号4番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

続いて、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号5番です。譲渡人は、京都市の〇〇〇〇様、譲受人は、温泉4区の〇〇〇〇様です。

所在地は、大字下宿 第七区画整理 〇〇〇番〇、地目は畑、面積は211㎡、農地区分は第3種農地、用途目的は駐車場です。

事由は、申請地は休耕地であり、譲受人が営む事業の自社及び来客用車両の駐車場が不足しているため、駐車場用地として転用したいということです

東は道路、西は畑・宅地、南は畑・道路、北は宅地・道路です。

売買価格は、反当たり14,218,009円、全体で3,000,000円です。

図面は37ページと38ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

山口委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地 域 担 当

自宅は、旧道に面した場所で〇〇〇〇営業所の前にある〇〇〇〇であります。あのスタッフの車やお客様の駐車場のスペースがなくいままで借りて駐車されていきました。申請地は、あの〇〇〇〇の裏にある家の建ち並びそうな一角にある場所です。排水関係も別に問題ないと思いますのでどうぞ宜しくお願いします。車は、まあ5～6台は駐車できます。宜しくお願いします。

議 長

馬場班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

ここの宮園さんは、仏具店をなさっております、ちょっとお店の方からは、ちょっと遠いかなあと思いましたけど、あのお店の車とかお客様の車を止めるようにとすることですので宜しくお願いします

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号5番について、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号5番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

続いて、整理番号6番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号6番です。譲渡人は、春日市の〇〇〇〇様、譲受人は、皿屋の〇〇

〇〇様です。所在地は、大字吉田尾ノ上〇〇〇番、地目は畑、面積は1,435㎡農地区分は第2種農地、用途目的は駐車場及び資材置場の各用地です。

事由は、申請地は休耕地であり、譲受人が営む建設業の既存作業場（資材置場含む）が手狭のため駐車場及び資材置場の各用地として転用したいということです。

東は雑種地、西は畑、南は道路、北は水路・畑です。

売買価格は、反当たり313,589円、全体で450,000円です。

図面は39ページと40ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長
地域担当

峰委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

ええと この場所のですね前に工場があるんですけど 周りがこう言う感じでですね茶畑が荒れて、こちらは茶畑があるんですけどほとんどこう言う状況ですね。それに、この地主さんがこの上側にあのこの駐車場と資材置場がありますんで右側にですね、その延長と言うか、そう言うことで駐車場と資材置場と言うことですので、まあよろしゅうお願いします。

議 長
班 長

馬場班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

はい、あの建設業をしておられると言うことで、作業場と今作業場とその資材置場ですねの隣接してこれここにあるんですね。だから、勾配もそう無いと思いますので、もう今はこう言うふうに雑草が生えてますけど、十分広さがありますのでいいんじゃないかなと思います。宜しくをお願いします。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号6番について、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号6番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

それでは、あとう13時30に開催して1時間ちょっと過ぎましたけれどもここで休憩をとりたいと思います。まえの時計で50分に再開と言うことでよろしくをお願いします。

それでは、時間になりましたので再開をしたいと思います。

議 長

次に、議案第6号 農業者年金加入推進部長の選出について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案第6号 農業者年金加入推進部長の選出についてです。

まず昨年度の佐賀県内及び嬉野市の農業者年金加入状況について説明したあと、議案に入らせていただきます。別紙（議案第6号関連）をご覧ください。昨年度の佐賀県内の加入者は、目標64人に対し加入者は63人と、目標をほぼ達成しております。一方で、嬉野市内の加入者はゼロとなっております、活動に対

して実績が上がっていない状況です。そして今年度の嬉野市における加入者目標数は4人と定められました。より一層の推進活動を行わなければ目標達成は難しいと考えています。このような現状を加味したうえで、今年度の加入推進部長の設置についても基本方針に定められており、「農業者年金の制度を理解し、また、制度に意欲を持つと判断される適切な者」を加入推進部長として選定する、とあります。今年度の農業者年金加入推進の基本方針は、前年度までと異なり加入推進部長を各市町の農業委員から選出することが必須ではなくなっています。しかし、加入推進活動において事務局も含めた農業委員会全体が中心的役割を担うことを求められていることには変わりはなく、そのうえで前年度に加入実績を上げられなかったことを鑑みると、今年度も前年度と同様に委員の皆様が加入推進部長としてご活躍いただき、目標達成に向けて取り組んでいきたいと考え議案として提案いたしました。

別紙にありますように「制度に意欲を持つ」方であることを求められているため、まずは我こそはとご思っている方の立候補を募り、おられない場合は委員による互選での選出をお願いいたします。以上です。

議 長

ただいまの事務局説明のとおり、農業者年金加入推進部長を選出したいと思っております。

従前の例におき、塩田町及び嬉野町の両地区に1人ずつの農業者年金推進部長を置くこととして、2人を選出したいと思っております。異議はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、農業者年金加入推進部長を2人選出します。

選出方法については、まず立候補を募ります。立候補者がいない場合は本委員会会長が指名し、本日出席の委員の同意を得て決定したいと思っております。異議はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

異議なしと認めます。

それでは、立候補について確認いたします。農業者年金加入推進部長に立候補される方は、挙手をお願いします。

立候補者はおられないようですので、農業者年金加入推進部長の選出方法は、会長が指名し、本日出席の委員の同意によることとします。

委 員

一人一職なんかで会長ほら言うてもらって一人一役で言うてくいて昨年ちょうど一年前たいね。7月から発足したろうけんの一人一役でありやどがん。事務局から農業者年金の納めて、厚生年金その他はかたられんけんばい、農業者年金は掛けよんしゃつとはこいやっけんてだしてもろうて、ぎゃあんおつばいと 54、55、56て3~4、5年しか掛けんごとして、威力の殆ど無い状態で、そいぎちょっとアウトになるわけたい。そいぎ、池田副会長とトレーニングファームで鍛えたキューリ農家の所に行ったね。〇〇さんかにあ あん人はもう まあ1回行くぎびしゃつとすっぎものになつた。

副会長 ○○さんについてはですね、あのうハウスでお会いしたですね。そして、お返事をあのう農業委員会の事務局に連絡していただければと言うことで、そいばそう言うのととですけど。

委員 そいけんですよ、やっぱい若っかもんばさ あのう国庫補助ば全面に出さんばだめ。あのう○○にも○○にもずっといいよったばってんさ もう補助金くつろうが 2万円掛けて1万円はさ若っかうちさ ただ ただで掛け金は半分ただやん。そいば言うぎさたいちゃあ あぎあんして ほんのごて意欲的に仕事しよんなら掛くつとじゃなかかにあ。この前もね三根さんに言うたごと、あすこにも一人おるばいて言うて・・

事務局 そちらについては、もうまとまっております。

議長 話を前に戻して、まずは推進部長を2名選出と言うことで、いいんですかこっちで指名して・・

委員 [「はい」と呼ぶものあり]

議長 じゃあ、私が独断と偏見で指名いたします。そしたらですね、今回、原田委員と植松委員には、いろいろご苦労されたんですけども、あのう3年ありますので交代制で行きたいと思います。それでは、指名いたします。塩田町を中島文二郎委員、嬉野町の方を杉崎順憲委員でお願いしたいと思います。と言うことで異議のない方は挙手をお願いします。

委員 [全員挙手]

議長 全員挙手により、異議なしと認めます。全員同意であります。

よって、中島文二郎委員及び杉崎順憲委員を農業者年金加入推進部長として選出します。

中島文二郎委員及び杉崎順憲委員、宜しく申し上げます。

議長 次に、議案第7号 嬉野市農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）について、を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号 嬉野市農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）について、農地パトロールは、農地法第30条第1項に基づき「利用状況調査」（農業委員会の必須業務）に位置づけられ、農地の利用促進につなげるための情報収集を目的に、

- ①地域の農地利用の確認
- ②遊休農地の実態把握
- ③違反転用の発生防止・早期発見

の3点を重点として実施するものであります。

今回、全国農業会議所より、パトロール実施に当たっては、実施期間や調査方法等を明確にした「実施要領」を農業委員会総会において決定して行うよう指導がっておりますので、提案しております。ご審議のほど宜しくお願いします。

議長

ただいま事務局から説明がありました。

本案について、質疑はありませんか。

委員

こいのほら、実施期間の8月から10月までとなつとやなかでしょうか。これは、全国的にきまっとつと。

事務局

要領的には8月から10月となっております。

委員

この時期は草のぼうぼうじゃん

事務局

8月は暑いですので、時期をうらして実施したいと考えております。

委員

時期をずらしてね そいがよか

局長

議長 補足させて頂きます。実施期間について暑い盛りにとあっております。ひとつは、国のあのう調査物がですね農地パトロールを起点に耕作放棄地の面積把握が11月末時点と言うのがあっております。と言うことで11月末までに農地パトロールを終えてくださいと言う事情で期間がそうなおおると思っています。なので、今後ですよ、こう言う天候、気候を配慮すればですよ、全体的にもうちよつと調査の時点をずらすなりゆうずうをするような話をですね関係機関の方にはやって行く必要があるのかなと言うふうな気持ちであります。以上です。

議長

近年あのう こう言う時代で耕作放棄地が年々増えよつですよ。まだまだ加速すると思うんですけど・・・まあそういったことで、国にもあせりじゃないですけど、こう言う委員会あたりもですね、人・農地プランも委員会にもですね押しつけ的な役割がですね来ております。人。農地プランの農業委員会と最適化推進委員に地域に話し合いにまでせろと統一化ばしゅうでしよつとですよ。これから、委員会に課せられる課題はものすごく忙しくなると思っています。

委員

今、課長さん説明したその日程と言うのがね、前の報告事項なんか含めたところでやっばい11月末日までにしてしもうとかんばいかんて言うことであれば、例えば8月から10までのを前倒して3月ぐらいにして まだかえばかづらばああと・・・そう言うふうな形はでけん。やっばい そんなときパトロールせんばいかんちゅうことになつとつとですね。

局長

あの 議長 ちょっとその開始時期のですね 前倒しの件についてはですね、ご要望と言うことでですね。是非、佐賀県の農業会議あたりにですねお繋ぎをしたいと思っております。あのう ようは、遊休農地の発見とか耕作放棄地の発見とかまたごうし等にですよ資するためのパトロールだと思いますが、手つかずになると言うことが一番怖い状態と思っておりますので、まあ5月から11月ですかね。そうかん言うてあるとに3月からよかかて聞いて首を立てに振らんとはわかつとつとですよ、まあそう言う話はですね繋げてみたいと思っております。やっばり、ちょっと調査していただく方の健康にですね留意しながら当然作業を進めていく必要はあるかと思っておりますので、まあ、小・中学校の運動会が9月から5月・6月になったのもそう言うてんを緩和見てと言うことでございますので、お話は繋げさせて頂きたいと思っております。以上です。

議長

あのう嬉野市の実施要領案ですので、実施時期が8月から10月と書いてありますのでこの辺をこっちである程度決めて県とですね、調整をしながらですね進めてもらえばですね、要領案をですね・・・

一応実施要領案と言うことで・・・

委員

あのう、昨年パトロールと言うことで判別に分けてもらったでしょ。あれとはまた別のあれ・・・それはそれで続けていかんばいかんとですね。

3カ年ですと言うことですよ。昨年した所はよかとよ。いや、よかて言うことは・・・

局長

議長すみません。県の方からは、全筆調査と言うことで、必須と言われておりますので・・・

議長

一応あのう要領が今まで無かったとでしょ。だから、今回要領を強引に叩き台として作ってもらって、案でいいかと言うことを今回提出しているわけですから・・・一応要領は、要領で了解を頂きたいとね・・・いろいろ問題はあるかと思えますけれどもまた要領はこれでいいですかね。他、実施時期の問題はありますけど、県の方と打合せをして、変更するかもございませぬけど。いいですね。この案について、原案に決定することでいいですかね。

それではお諮りします。本案については原案のとおり決定することに異議のない委員は挙手をお願いします。

委員

[全員挙手]

議長

全員挙手であります。よって本案は原案のとおり決定することとなりました。

議長

以上で、本総会に提出された案件の審議、採決など、全て終了いたしました。

お諮りします。委員会として協議すべき案件がありましたら、この場で協議したいと思えます。委員の皆さん、何かありませんか。

局長

議長 えーと事務局の方から本日ご提案した議案の中で、議案の順番の差替すみません入替をお願いしたいと思えます。案件につきましては、議案書7ページにかかる分です。整理番号の5番と6番をちょっと順番を入替をお願いしたいと、すでにそれぞれ承認は頂いているわけですが、えーと本来はですね、結局農地中間管理事業案件を使つての農地の転貸案件になっておりまして、〇〇〇〇さんが地主さん、中間に佐賀県農業公社が入つてで〇〇〇〇に転貸されてあると言う形で今なっているわけですが、本来の順番からいくとですね、〇〇〇〇からまず公社に返すと言う案件が先にあつて、それを承認して頂いた後に公社から地主さんにお返しすると言う順番で、ええ本当はこの場でおはかりするべきであつたと考えております。と言うことで承認は頂いておりますので、ええ議案の順番をですね、5番と6番を入替させて頂きたいと言うことでお願いでございます。

議長

はい、今お願いと言うことでありますけれどもよろしいですかね。

委員

〔「はい」と呼ぶものあり〕

委員

議長、ちょっとすみません。その中でですね、反当たり1万円と言うことで3

、374㎡と言うことで、33,740円にならないですかね。33,390円でこいあくまでも・

事務局 これは、反当たり1万円となっておりますけれども、公社の契約が33,390円となっております、ちょっとどこで差額が出ているのか公社に聞かなければわからないですけど、契約はこの金額となっております

議長 じゃあ 後で耕作放棄地の説明をですね
委員 そいぎ、もう一ついいですか。こいの農地公社からお金をいただいてあの補助金のあつとあつですかね。こい解約してもなあもあいなかとですか。

局長 議長、ただあの前田委員さんのご発言は、地域集積協力金とかのたぐいだらうとおもいますが、ちょっとあのう農業政策課現在の農業政策課の方に確認しないとあれですけど、たぶんこの件に関しては、該当しないと、一番最初に27年度・28年度あたりにですね一括指定された分が、そいこそ〇〇〇〇と一緒にですね該当してあつてですね、それより後に農地の貸し借りが行われている案件ですので、ちょっと確認はしたいと思っておりますけれども補助金返還等の該当案件ではないと思っております。以上です。

委員 五町田はその後あつとうですもんね。法人化されとるけん、問題なかと思っております。27年度にしたごととなつてです。

議長 他何かありませんか。
委員 みなさん、忙しいとは思いますが、ちょっとあのうたまにはですね、視察研修ばしてみたいなあと思っておりますけど、半日でも、一日でもいいしですね。参加者だけでどうかかなと思つてましたけどいかがでしょうか。

議長 一応研修会が8月ですね。研修会はどう言うところを・
委員 あのう、よそを見て回ったりですね、そう言う視察研修もいいなと思つてました。みなさんどう思われるかですね。

議長 まあ、どうせやるとしても委員会あとですね。いろいろ考えてみましようかね。
事務局 事務局からの提案ですけども、農地パトロールについてと、人・農地プランについてもちょっと今回農業委員のかかわりが大きくなってきたと言うこともありましてですね、一度ですね来月8月に去年は7月25日に県内全体の研修があつたんですけども、今年は、7月の全体研修は無いと言うことで農業会議から連絡を受けておりますので、嬉野市の農業委員会だけでもですね、今後どう言うふうにしていかなければいけないのかと言うのと、だいたいのところで研修をさせてもらつて、一度どう言うふうな役割がもとめられていると言うことをみなさんにお伝えをしたいと言うふうに考えております。その時にですね、今年の活動記録簿とかですねええと手帳だいたい1年たつて期限が過ぎておりますので、その時お渡ししたいと考えておりますので、8月に一度全体研修を開きたいと考えていますのでみなさんにご意見をいただきたいと思つてます。

委員 今の件ですけど、以前のことで申し訳ないですけど、農業委員になった時には、嬉野市内の農地パトロールをですね全員でやってみました。やはり、あのう当番の時しかそこに行かんとか全然こっちは行ったことがないと言えないように、理解が出来るように全地区をみんなで一緒に回っていました。それが終わってから反省会と懇親会をしました。そういう計画が以前あっておりますので。参考のために・・・

局長 議長、馬場委員さん 先ほどの視察と言うのは、例えばよその市町の方に・・・
委員 ちょっと、パトロール件、今言われたようにですね、あのうちよつとよそを行ってちょっと圃場を見てみたいとかですね。

局長 よその取組なんかも聞いてみたいと言うふうなことでよろしいですか。

委員 はい

委員 地元をまず把握せんとだめだと思いますね。ほんとは。農業委員としては、吉田・春日と言うような地帯で、どう言うふうにいるか。やっぱし、6年間空白があったけれども、ころっと違うたですもんね。その地区に行ったら、うわあぎゃんかわったかいと、そう言うふうな変化がありよっけんですね。みなさんもやっぱしこの会議の中での想定して見ながらしよつとと、現地を見たときと違ってくっですもんね。そう言う勉強も1回か2回したほうが良いと思います。

議長 まああのう、事務局ともいろいろ話し合いをしようとしたんですけど、まあ1年経ってですね、だいたい農業委員の役割と言うのもですね、初めての人は少しづつわかってきたと思いますね。その時点で、次の段階としてやろうかという話しは、内々ではしておりました。農業会議もですね。あのう県の会議は、昔は県下全部周りよつたと、今はもうこういう感じだすもんね、県の方もですね。よその地区は全然解らんとですよ。まあ、そういった面でいろいろ知るといった面ではですねそう言う研修会はいいかなと思っております。まあ、そのへんは、まあ事務局と話をしながら計画をしたいと思っておりますので。

他にみなさんがた・・・

委員 議長、すみません 質問なんですけれども 農業委員や推進委員さんがですよ、あのう選挙運動等への参加について、注意点等があったら教えてください。

局長 はい、議長、今、生田委員からお尋ねの件であります。農業委員のみなさん、地域委員のみなさまにつきましては、大きい枠での公務員と言う位置づけになっていらっしゃいます。当然、あのう特定の候補者への応援、推薦等はお控えをお願いしたいと言うこととあります。以上です。

委員 わかりました。

議長 他に・・・

委員 議長、先ほどの耕作放棄地に対してですね、あのう鍋野・塩吹私たちの部落の所ですけど、そばとかそういう会で何年前からしてますけど、30何名で1丁3反ぐらい1丁ぐらいが限度なんですけど、そういうなども先ほど馬場委員

さんが言んしゃったごと、まず地元を見てもらいたかと言うとがなあしても、よそは太陽光とかなんとかで耕作放棄地は減つとろうかも知れんけど、今から増えてきよつですよ どんどんやって増えてきよつですよ。するもんがおらんわけですよ。あがん棚田で水を溜て、畔を塗ってしてとそういう農業を無理な状況になってますもんね。その辺を見てですよ、今から何がよかようかと言うとば考えてもらえбайないと思います。以上です。

議 長 　　まあ、あのうそばなんかも2, 3週間前ですかね新聞にも載ってましたけど、まあ農業新聞ではだいぶん発信はされていますけれども、ほんの一部のあれやっけんがまた、一部を知ると言うことも大事だし、大変さももちろん行けばわかると思うんですけどね。まあいろいろ意見を出してもらって、こっちの方でまたいろいろ検討して候補地を選びたいと思います。

局 長 　　議長、先ほどの議案の5番と6番の入替の件はそういうことで了承でよろしいでしょうか。

議 長 　　はい、それでは、会議を閉じます。

第5期嬉野市農業委員会第12回定例総会を閉会します。

(午後 3 時 22分 閉会)